

この問題につきまして、議会と協議していただきたい。したかつて基本的には公設民営でやるんだということについては、この保育園に財団にそのまま統けるか、あるいは公設民営の市内における問題がありますけれども、財団としては、六年間という東京都の条件が出ておりますから、この間に市長は考えるべきだという事になりますから、したがって、いっばい、六年行っただとしても、公設民営でどこにやるかということについては、もっと前もって考えなきゃならないんじゃないかと。その時点ということは一、二年なり二年なり準備付常期ありますので、それらのことも合わせてなから検討していただきたいということですね。

それから財団につきましての厚生省からの通達はどうなのかということですが、三十八年に厚生省の指導局長から通達が入っております。それにつきましては財団が保育園の経営主体として認められていくわけですね、これはよろしいということになっておりまして、現在宇都宮市に一園、高知県の

高知市に四園あるわけです。そのような実態がございまして、現在のところその通達に基づいてできると、ですから十年たなくても、財団についてはよろしいんだという解釈でございまして、それから以上各点について先ほどの処遇の問題につきまして私の方で一例を上げたわけですが、全体的に考えてみる処遇というのは、経費的には給食だけではなくてあるわけですが、一例とすれば、こういうものが大差があるということを示したのですが、内容を全部分析いたしますと、数字的には現在のところ都立よりもちょっと処遇としてはよろしいように係数が出ております。以上でございします。

○十一番（原敏子君）ではこれで質問を終わりたいと思っておりますが、まず市長に保護者との話し合い、関係者との話し合いは時間がなかった、話し合う時間がなかったということと、先の議会で見えん書を提出したので、行政全体を見て、そこで移管を受けた方がいいというふうに判断をしたということと

すけれども、私この都立保育園の問題、もう長いこと関係者の皆さんや市長や私たち議員という話し合いが、西女望もありましたし、話し合いもしてきました。こういうふうな経過の中でことを決めるときに最後のことを決めるときに何の話し合いもしない、話し合う時間がないから、こつこつふうなことを、こつこつ話し合いをし、私から見れば避けて通ったのではないかと、こつこつふうな不安を感じる材料の一つになりますので、今後市長としてはそういうことがないように十分注意していただきたいというふうに強く要望しておきます。

それと市からの条件とか、財政的な問題も相手があることだから、この間から再三言われている知事を信用して、どこまで言用できる知事かわかりませんが、せめてこつこつふうになった場合には、それなりの努力が必要だろうと思います。

それと六年後福生市としては、東京都は六年を限って、六年

の間と言っていますけれども、いま財団からそれが福祉法人かそのまままた財団へ続くかこれはまだ何う考えていないわけですね。どちらにするかということも考えてないから、こつこつ第三条も出てきたというふうに思っていますけれども、これからいろいろなそういう法人とか財団と検討してから今後のことを決めたいというふうに考えてよろしいですね。今はあれだから、今後のことは委託する先が変わるというふうに考えてよろしいわけですね。今のところは財団だけれども、福祉法人とまだ話し合っていないので、そのときに協議していきたいというふうに考えていいんだらうと思えますけれども、もし違つたら言ってください。

それと私は財団そのものが、何で財団にやらなくちゃいけないのかなというふうに思うんですね。東京都がこれは決めたことであって、理事者の方の責任ではない。東京都の移管の条件で、理事者としては、それを受けざるから、責任がまる

つきりないとは言えませんが、財団がいま宇都宮と高知とかというふうな例が出されましたけれども、それでは福生市として、市民の子供、市民がこういう財団の経営するというか管理する中での保育を受けることについて、これは当然都の職員がそのまま移行しても、とも保育の内容は今まとは違ったものになるだろうと思います。少なくともいまとは何か違ったものになるだろうと思うんですね。当然。都から財団へ移行するわけですから。そういう点、不安を感じているのかどうなのか。それは全然心配ないですか。財団がそういうふうに移行しているかということ、宇都宮、高知と言われましたけれども、そういうところを研究をする時間もなかったのではないかと思いますけれども、そういうような研究をされて、福生市としては財団に委託をしても保育の低下はないんだというふうな確信が持てるのかどうなのかということをもう一回聞かせていただきたいと思います。

都立がどうの、私立がどうのということとはこれぐらいにして、はっきりさせておきたいのは、都立が係数的に低いのは、皆さんが補助を出さなかったからだというんですね。都立が受けなかった、保育園が受けなかったということじゃないんですから。それだけはっきりさせておけばあと答弁がありましたら、答えてください。

○福祉部長（生子国利君） 第一点の社会福祉法人の六年間の関係ということですが、当然その間に考えると。しかし今のところどこの社会福祉法人の先を決めているわけじゃないんです。基本的には条例で三條にうたっており、財団、または社会福祉法人ということになりますか、そういうようなことでした。が、現在のところ財団でございますが、今後法人にできるような条例になっております。したがってその時点でございます。

それから財団の経営の中で保育内容が変わるんじゃないかというふうな内容がどうかということですが、これは、変わっては

困るわけで、私どもの方としては、これは絶対に変わらないうに十分私どもも市長も責任を持って、これからまだ内容に入りますので、詰めをやる際には十分その点気をつけていきたいと思ひます。

○二十四番(関米吉君)いろいろと論議があつたわけですが、二、三お尋ね申し上げたいと思ひます。

まず最初に、本議案の提案理由の説明において、部長はいままでいろいろと経緯があつたけれど、その後の折衝段階等におきまして懸念されておりました市の財政負担の一部が緩和したと。またこの提案を行ふことによつて、いろいろと長い間、もやもやしたところの保育園こめぐる諸問題の不安定な状態が解消するところ、こういうふうな提案の理由を述べられたいわけですか。

私はこの二つについては、当然見解の相違ですが、これはどうだ、というような愚問は呈しませんが、私は、この二つについて

は、全く逆な考えがあるんだということだ、以下質問をいたしたいと思ひます。

まず、一つは条例の改正についで、第三條の全然観点を變えて御質問しますが、管理及び運営に関する事務を委託する。管理及び運営に関する事務の内容は、いかになものか、ということをお明確にお答えしていただきたい。

それから、次の負担付き贈与の受領について、浅見部長にお尋ねいたします。自治法の九十六條第一項第九号の規定に基づいて本議案を提案する。いろいろと理由を述べられましたが、そしてその提案の理由の説明の中で、明年四月一日に都との契約を結ぶんだ。そしてその契約については、もしこの契約内容が市が履行しなかった場合、都においては一方的にこれを契約解除することができると、こういうことを申しました。反問いたしますけれど、ならばこの契約を結んだ場合において、都がこの契約を履行しなかった場合、市が一方的に解

約することができる内容であるのかどうかこの点をお尋ねいたします。

それから次に四つの条件を示して都というところと今後の折衝を行うんだということでありましたけれど、市はこの条件策定に当たりまして、少なくとも議会その他と相談されて、この条件を策定されたのかどうかということは、この四条件をもつて、いわゆる安定的な、しかも健全な保育園を運営できると、ということでもう十分なんだというような解釈で、これ以上のものはもう何もないんだというような考えでこの点が出されたものか、そういうことをお尋ねしておきたいと思っております。

それからいま一つ、この管理運営ということについてこの条例以外にも、これは特別議会の承認を得る必要のない問題でありますけれども、いわゆる市営保育園の庶務規定だとかあるいは措置費、徴収規則という付随規定があるわけですね。こういったものは、このままあつておいて、ただ単に条例だけの変更

更で事足りるというふうなお考えなのかどうか。以上とりあえずお尋ねして、明確な答弁を要求したいと思っております。

○議長（森田治男君） 一時まで休憩いたします。

午後十一時 五十九分 休憩

午後一時 開議

○議長（森田治男君） 休憩と前に引き続き会議を開きます。

○助役（古谷徳男君） 自席からお答え申し上げます。

何点かございますけれども、私から四条件ということでもございますけれども、確かにこの件につきましては、まだ正式には都の方に条件としては示してはございませんけれども、現状のことは最低大きな問題として考えている問題でございます。これはまだ議会とも御相談等をしてございせん。ほかにこれに付随する小さな項目もこれからはいくつか考えられる問題があるかと思っております。そういうわけでございしますので、これらにつきましては、条例が御議

決いただいた後に慎重に考えていきたいとこのように思います。以上でござります。

○総務部長（浅見裕康君） 先ほど負担付き贈与の受領につきましての議案説明を申し上げたわけでござりますけれども、その中に、契約の關係がございまして、関係議員さんが、仮に東京都が履行しなかった場合、市において今度は一方的にはどういった解除ができるのかとか、そういった契約内容なのかどうか、そういった契約内容なのかどうかといった御質問だと思ひますけれども、これは財産の譲与に伴う契約でござりますので、一般的に契約としますと対等の立場で締結されるということが通常であらうというふうに判断します。こういうものは一般的に相互契約と申し上げておられると思ひますけれども、そういった意味においては、これは東京都が財産を譲与するという条件のもとに他に対して一方的にその約束事項の履行を迫る。その結果において違反をした場合には契約の解除をするというよう

な規定でございまして、これは言うならば返務契約であらうというふうに考えております。

一般的に相互に対立します意思表示と言ひますか、そういうものが、それぞれ立場で合意して成立したものが一般的には契約でござりますけれども、こういったただいま申し上げましたような財産の譲与という前提がある場合については、特別なものとして片務的な契約であるというふうに判断してあります。

もちろんこの契約締結の要因としては、いろいろな都立保々育園の市が受け入れるという前提に立ったいろいろな協議によつてそういったものを合意した場合に、当然契約されるという過程を通りますので、その前の諸条件というのは、その前に整備をしていかなければならないというふうに判断してあります。したがつて契約成立というのは、その後に行われるというような判断をしております。

これを契約の条項の中に組み込むかどうかということはある意味では技術的な問題でございますので、方法としては別途に覚之書きの交換をするとかいふような手法が取られるというような想定を持ってあります。これらについて、いづれにしろ十分都と協議をしていくというところに相なります。若干雑駁でございますけれども、御答弁に変えさせていただきます。

○福祉部長（生子国利君） 第三条の管理運営と事務の関係ですが、その内容、委託事務という関係でございますが、この事務の中における内容といたしましては、入所者の生活指導、それから保健衛生、その他処遇に関する甲が指定する事務。二番目に施設、付属設備、及び物品の保管に関すること、それからまた軽易な修繕及び整備費を含めたの考え方でございます。それから三番といたしましては、保育所の清潔、整頓、その他の環境整正備に関するもの、

この三項目がいわゆる委託事務でございます。そのほかに付属設備、あるいは物品というふうなものにつきましては、別途また保全に関する条項というものがございまして、それに基づいて行う。それから委託契約に伴います物品の取り扱い等についても事務の移管でございますが、それにつきましても要綱を定めまして、それに基づいて行、ていただくというふうになります。

それから次に条例に基づき、いわゆる規定でございますが、施行規則、それから庶務規定、そういうものにつきましても当然これは直していただくことになります。したかつて、現在施行規則等検討に入っておりますけれども、いずれにしても、庶務規定、規則につきましては、今後条例に伴って訂正が行われます。

なお、徴収規定等市にございますが、これにつきましては、すでに条例に基づいて委託しても当然市で独自に行いま

すのぶ。この関係については、改正はございません。以上です。
○二十四番（関米吉君）　まず一通り御答弁を頂戴したわけですが、
れども、さらにお尋ね申し上げます。

まず第一点の保育条例の第三条の管理費及び運営に
関する事務委託、ただいまの御答弁では、いわゆる一般的な日
常管理というふうなものを委託するんだという形のようですね。
います。ならば、いわゆる庶務規定第二条に市長の職員に任
免権、及び指揮権というものはどういう形に解釈するべきか。
あるいは措置規則については、現行どおりでよろしいやないか
というふうなお話でございました。

そうすると保育料その他はこの規則に定める額の徴収
という形に相なつてこのようになるかと思いますが、結局この場合
においても、第四条の滞納処理権あるいは、五条の減免措置
権あるいは公金収納の収納員の資格の問題、そういう
った問題をこの措置費徴収規則の関連において、いささか

疑義が生じているかと思ひますけれども、そのへんの見解は
どのようなお考えかということであります。

それから次に今浅見部長から答弁いただいたけれど、結局
贈与条件の契約の日から二十年間保育所として使用する
ということに対してのみ、市がこの条項を守らなかつた場合は、
都が一方的に契約解除の措置をすることができるとある
と。よって市の方から契約の日から二十年間保育所として使
用するという形のものだけであつて、その前提となるべきも
ろの条件については、これをどのように扱うかについては都の方と
いろいろと協議してきたいというふうなお話というふうにして理
解したわけですが、そのように解釈してよろしいかどうか。と言
うのは、私はこういった契約、いま部長も申しましたけれども、民
法上の契約というものは私が申すまでもなく、結局双方甲
乙対等な結ばれるものが契約であるわけですよね。一方的
なこういった解除権を有するというような契約というものは、本

来あるべきものではないわけだ、それこそ特例中の特約事項として別に定めるべき性格のものであるうがというふうに思っています。

ところで、市の方は完全にこの贈与条件を履行したと仮定します。ところが、都の方ではその前提となるべきもろもろの条件について約束を守らない。たとえば、五〇歳児がいる場合においては六年間、いない場合においては五年間、一切のいわゆる福生市における財政負担はかけませんというようなことが現実的にとうでなかったといったような場合の条件の保証をされかどうかという問題であります。その歯止めをこの契約の中に私は盛り込むべきだろうというような考え方を持つわけですけれども、その点については、なお都の方と協議を重ねなければならぬというようなお答へのように、今私は理解したわけですが、そのように理解してよろしいかどうか。その点は再確認をお願い申し上げます。

それから当初に助役がこの四つの条件ということでした、いままで論議が進んでおりましたので、私はこの四つの条件だけでもってすべて十分満足しているのかと。これで十分満足なのかと。そのほか、広く議会等の意見も聴するという考え方があるのかないのかということをお尋ねしたわけですが、現時点で、現在市当局あるいは事務局においては、これが根幹となるべき条件であって、しかもこれは助役の答弁では、助役さん聞いておいてよ。今あなたはこれは最低条件と言ったのですよね。最低条件ということは一つも欠けちゃまずいですよね。この点について一つ。あと細かい点については、今度相談するということを答弁されたようですが、最低条件として、これを確約できるかということ。

これはなぜこの点をばくはしつとく念を押すかというところですね、九日の日の意見書にも意見書は熟読玩味されたと思ふんですけれども、都の方針に沿って、受け入れについて努力

を傾注する所存であるが、移管後の市費負担増は絶対に来さないこと及び今後市が示す諸条件を都は遵守すること、こういうことに相なっているわけですね。これがもう大前提で、そして今回の意見書の可決をもって、市は今回の条例を出してきた、こういうふうには理解してあるわけですね。市当局がこれかやはりどうしても都に要求すべき条件と、しかも最低とするということについて、確約できるのかどうなのかということを重ねてお尋ね申し上げます。一つよく御答弁いたしたいと思っております。

○総務部長（浅見裕康君） 私のお答えした範囲の、今閣議員さんの解釈がこうだとされるよろしいかということでございますけれども、先ほども触れましたように当然契約の前提としていろいろな諸条件というものについては十分都に明確に示しまして、その後においてやはり契約締結ということになると思いますが、今二点ほどこういった解釈でよろしいかということにつ

きましてはそうのとおりであらうというふうに判断しております。

○福祉部長（生子国利君） 第三条の運営に関する職員の身分の問題でございますが、人事権そのものが都でございますので、財団に派遣されております。したがって庶務規定等につきましては、特に市側としての任免権は今のところありません。

それから先ほどの徴収規則の関係でございますが、滞納あるいは、公金の収納その他につきましては、やはり公立で、市の運営でございますので、当然これは市が直接行いますので、徴収については、滞納も全部市が行います。市というよりも市の職員をもって行うということになっております。

○助役（古谷徳男君） 条件のことでございますが、私もこれだけはどうしても条件と言うか都へ要望したいということも申し上げたくんですが、先ほども部長の方から申し上げた四つの要望事項、それについてはこれだけはどうしても都の方に申し入れたら、こういうふうな思っております。